

地方独立行政法人徳島県鳴門病院「中期目標(案)」

前 文

鳴門病院においては、県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の政策医療を担い、地域の中核的病院として重要な役割を果たしている。

また、看護専門学校、健康管理センター、訪問看護ステーション、居宅介護支援センターを併設し、地域完結型の医療提供体制の確保に取り組んでいるところである。

こうした中、徳島県を設立団体とする地方独立行政法人として、新たにスタートするにあたり、将来を見据えて安定した経営基盤を構築するとともに、地域医療連携機能や救急医療体制の充実強化など地域住民からのニーズに応えていく必要がある。

このことから、今回の中期目標において、地方独立行政法人制度の特徴である自主性や効率性を十分に発揮しつつ、地域の医療水準の更なる向上や地域住民の健康増進につながるよう地方独立行政法人徳島県鳴門病院の基礎となるべき方向性を示すこととする。

特に、運営にあたっては、「第6次徳島県保健医療計画」をはじめとする徳島県の医療行政施策に則り、地域の中核的病院として更なる公的役割を担うとともに、地域住民から信頼される病院を目指していくことを求めるものとする。

1 中期目標の期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。

2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 診療事業

① 質の高い医療の提供

ア 専門的な医療への対応など医療水準の向上を図るため、医師、看護師及びコメディカル等の優秀な医療従事者の確保に努めること。

イ 最適で確実な治療を提供するため、各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスを促進し、医療の質の向上を図ること。

ウ 職員の意識向上のための取組みや医薬品の安全管理に関する手順書の作成など、医療安全対策を徹底し、医療事故の未然防止に努めること。

② 患者・住民サービスの向上

ア 来院者に快適な院内環境を提供するため、適切な施設管理や施設環境の保全に努めること。

イ 外来診療、検査及び会計等における待ち時間の短縮を図り、住民サービスの向上を促進すること。

- ウ 徳島県個人情報保護条例に基づきカルテやレセプトなど医療情報の保護を徹底するとともに、患者本人への適切な開示に努めること。
- エ 医療情報の相談体制を充実し、患者の利便性の向上を図るとともに、投書箱の設置等により、来院者の意見や要望が反映できる仕組みづくりに努めること。

③ 地域の医療機関との連携

- ア 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を一層強化し、「紹介率・逆紹介率」の維持・向上を図るとともに、「病・病連携」や「病・診連携」の促進を図ること。
- イ 医療連携体制に基づく地域医療完結型医療を実現するため、地域連携クリティカルパスの整備普及に努めること。
- ウ 退院後の療養等への支援として相談体制の充実を図るとともに、地域の介護・福祉機関との協力体制の強化を図ること。

④ 救急医療の強化

- 県北部の主要な2次救急医療機関として受入体制の強化を図るとともに、地域の1次救急医療機関との役割分担や連絡体制の整備、消防機関との連携強化に努めること。

⑤ がん医療の充実

- 地域がん診療連携推進病院として県内のがん診療連携拠点病院との連携を図るとともに、がん診療の質の向上、チーム医療による緩和ケアの提供など、がん医療の充実に努めること。

⑥ 生活習慣病に対する医療の促進

- 地域住民に対する生活習慣病の発症予防啓発を促進するとともに、健康管理センターでの予防健診の充実に努めること。

⑦ 産科医療や小児医療の充実

- 産科及び小児科の診療体制の確保に努めるとともに、他の診療科との連携や役割分担を促進し、病院全体で産科医療や小児医療の充実強化を図ること。

(2) 地域支援事業

① 地域医療への支援

- ア 地域の基幹病院としての役割を担うため、高度医療機器の共同利用を促進し、地域の医療水準の向上に努めること。
- イ 地域の医療機関や行政機関との連携を強化するとともに、広報誌やホームページ等を通じ、最新の医療情報や病院情報の提供、住民の健康に対する啓発に努めること。
- ウ 訪問看護ステーションや居宅介護支援センターにおける支援活動の質の向上に努めること。

② 地域への社会的貢献

地域住民への公開講座やセミナー等の開催を促進するとともに、地域の医療機関や地域住民等が開催するセミナー等への講師派遣に努めること。

(3) 災害時における医療救護

① 医療救護活動の拠点機能

災害拠点病院として、災害発生時の傷病者の受入体制を構築するとともに、地域の医療機関や他の災害拠点病院との連携を強化するなど、医療救護体制の拡充に努めること。

② 他地域における医療救護への協力

災害派遣医療チーム（DMAT）の技能向上を図り、他地域における医療救護活動への協力体制の強化に努めること。

(4) 教育研修事業

① 質の高い医師の養成

ア 医療水準の向上を図るため、専門的な教育や研修の充実を推進し、質の高い医師の養成に努めること。

イ 臨床研修病院として、他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの設定等により臨床研修医の確保に努めるとともに、質の高い研修指導医の養成に取り組むこと。

② 看護師等に対する教育

看護師やコメディカル等の専門性の向上を図るため、資格取得や研修制度の整備を促進すること。

③ 看護専門学校の充実強化

ア 質の高い教員の計画的な養成に努めるとともに、病院機能との一体的運営である利点を生かし、教育内容の質の向上を図ること。

イ 県内の高等学校等との連携強化を図り、優秀な看護学生の確保に努めるとともに、県内の医療機関への就職を促進すること。

(5) 調査研究事業

① 調査及び臨床研究の実施

各種疾患の疫学統計調査や臨床研究、大学等研究機関との共同研究を促進し、県内の医療水準の向上に努めること。

② 診療等の情報の活用

個人情報保護を原則として、診療等で得た情報を有効活用し、地域の医療機関への情報提供など医療の質の向上につながる環境整備を促進すること。

③ 保健医療情報の提供

専門的な医療情報や病院での調査結果等について、広報誌やホームページ等による情報提供を促進すること。

3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 業務運営体制

① 効果的な組織体制の確立

理事長のリーダーシップにより経営効率の高い業務執行体制を確立すること。

② 診療体制、人員配置の弾力的運用

医療需要の変化に対応し、医師や看護師の配置など診療体制の弾力的な運用を図ること。

③ 人事評価システムの構築

職員の業績や能力を適正に評価するとともに、努力した職員が相応な処遇を受けられるよう、客観性の高い人事評価制度の構築を図ること。

④ 事務職員の専門性の向上

病院特有の事務に精通した事務職員の育成強化に努め、専門性の向上に努めること。

(2) 業務運営方法

① 多様な契約方法の導入

透明性や公平性の確保に努めるとともに、複数年契約など費用の節減や事務の簡素化につながる契約方法を導入すること。

② 収入の確保

ア 病床利用率の向上や医療機器の効率的運用に努め、収益力の強化を図ること。

イ 診療報酬の請求漏れや未収金の未然防止等に努めること。

③ 費用の抑制

医薬品や診療材料等の購入方法の見直しや在庫管理の適正化等により費用の抑制に努めること。

4 財務内容の改善に関する事項

(1) 経常収支比率

業務運営の効率化や収益力の強化を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。

(2) 職員給与費対医業収益比率

職員給与費対医業収益比率の低減に努めることとし、その目標について中期計画により定めること。

5 その他業務運営に関する重要事項

(1) 職員の就労環境の向上

① 風通しの良い職場環境づくり

職員間のコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境づくりに努めること。

② 就労環境の整備

育児支援体制の充実を図るなど、職員が安心して働くことのできる就労環境を整備すること。

(2) 施設及び設備の整備

施設及び設備について、医療技術の進展や地域の医療需要、費用対効果等を総合的に勘案し計画的に整備すること。

